

## 報告第2号

### 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月12日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	263,773 円	令和6年2月16日午前6時30分頃、賠償相手方が我孫子市柴崎台1丁目19番1号JR天王台駅北口駅前広場エスカレーター建屋の近くを歩行していたところ、強風により飛んだ当該建屋の屋根の一部が賠償相手方の右肩に当たり、負傷させるとともに、賠償相手方が着用していた衣服を損傷させた。	令和6年12月23日
			市 100% 相手方 0%
2	834,273 円	令和6年6月14日午後3時11分頃、職員が公用車で四街道市中台587番地1地先国道51号を走行中、3台前を走行していた乗用車が急に停止したことから、追突を避けようと当該公用車の急ブレーキをかけたが、停止することができず、1台前で急停止することができた賠償相手方の乗用車に追突し、当該乗用車のバックドア、バンパー等を損傷させた。	令和6年12月27日
			市 100% 相手方 0%
3	20,000 円	令和6年10月28日午後4時頃、職員が我孫子市我孫子1858番地我孫子市役所議会棟南側駐車場において、駐車するために賠償相手方のレンタカーを後進させたところ、後方の樹木の枝に当該レンタカーのバックドアの上部が接触し、当該バックドアを損傷させたことにより、賠償相手方に当該自動車を使用することができない期間を生じさせた。	令和6年12月27日
			市 100% 相手方 0%

4	62,591 円	令和6年11月13日午前11時25分頃、職員が我孫子市布佐1301番地我孫子市立布佐中学校駐車場において、当該駐車場から出るために公用車を後進させて転回したところ、当該公用車の右側後部が、駐車していた賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側リアバンパーを損傷させた。	令和7年1月10日
			市 100% 相手方 0%
5	47,370 円	令和2年11月14日午後5時57分頃、賠償相手方が我孫子市我孫子1丁目15番11号地先市道14-081号線を自転車で走行中、当該道路の路面の凹凸部でバランスを崩して転倒し、顔面及び左腕を負傷した。	令和7年1月22日
			市 100% 相手方 0%